



対象品目については、重量・大きさの制限はありません。

電子機器も資源物になります。

使用済小型電子機器

資源物となる小型電子機器対象品目

1	携帯電話、PHS、スマートフォン、パソコンモニター（パソコン本体、ブラウン管を除く）、タブレット端末
2	電話機、ファクシミリ、トランシーバー
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、フィルムカメラ、ビデオカメラ、監視カメラ、カメラ機能付き双眼鏡
5	DVD・ビデオ・HDD・BDのレコーダーまたはプレイヤー、テレビ用チューナー、ケーブルテレビ等のセットトップボックス
6	MDプレイヤー、デジタルオーディオプレイヤー、CDプレイヤー、ラジカセ等の音響機器（コンポ）、ヘッドフォンおよびイヤフォン、ICレコーダー、補聴器、テープレコーダー
7	電子書籍端末
8	電子辞書、電卓
9	電子血圧計、電子体温計
10	電子レンジ
11	ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気カミソリ、電気バリカン、電気カミソリ洗浄機、電動歯ブラシ
12	懐中電灯
13	時計（ゼンマイ式を除く）
14	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、ハイテク系おもちゃ
15	カーナビ、カーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、車載型オーディオ・AV機器、ETC車載ユニット、ドライブレコーダー、VICSユニット等
16	リモコン、ACアダプタ、電源コード類、接続ケーブル類、プラグ、ジャック、充電器（電池を除く）、ゲーム機のコントローラー（充電電池搭載のものを除く）
17	掃除機（スティックタイプ、ハンディータイプ、キャニスタータイプ、ロボット掃除機）※吸引機能があるもの

家電類を捨てる際の分別フロー

使用済小型電子機器に該当する

YES →

NO →

使用済小型
電子機器類
で排出

充電電池を
内蔵する
製品である

有害ごみ「充電電池
を取り外せない
製品群」で排出

大きさが50cmまたは重さが5kgを超えるか、有料ごみ袋のベロと持ち手の両方を縛ることができない。

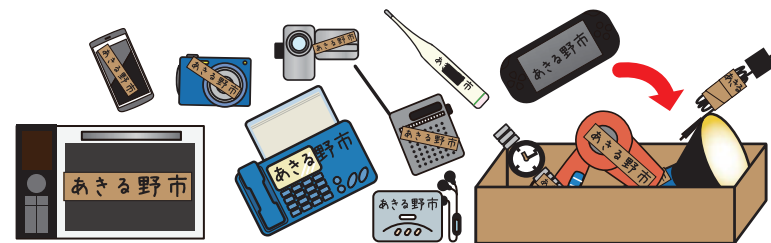
粗大ごみで排出

不燃ごみで排出

【使用済小型電子機器の出し方】

品物に「あきる野市」と直接書き込むかテープ等を書いて貼って出してください。小さいものは箱などに入れて出してください。（見落とし防止）

※あきる野市と表示のないものは回収しません。



資源物

月2回収集